

## 堺市産業振興センター使用受付整理票

センターの規則等を厳守するとともに、本施設の使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるときは、使用を承認されず、承認を取り消されても異議のないことを誓約のうえ申し込みます。

		登録番号	
担当者名		電話番号	— —
団体名			

施設 使用 内容	使用年	令和 年	施設名	使用目的	備考
	使用月日(曜日)	使用時間			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			
	月 日 ( )	時～ 時			

設備 使用 内容	使用月日	使用時間	備品名称	数量	備考
		月 日	時～ 時		
	月 日	時～ 時			
	月 日	時～ 時			
	月 日	時～ 時			
	月 日	時～ 時			

館内案内表示					
来場予定人数	人	来場車両予定数	台	※	
来場者の内容	社員・会員・取引先・招待者・事前募集・その他 ( )				
来場者の募集	DM・チラシ・ポスター・雑誌掲載・新聞掲載・その他 ( )				
利用目的	展示・即売・会議・研修・講演・式典・大会・パーティ・試験・面接・説明会・検診・音楽・映画・その他 ( )				
利用目的の詳細					
入場料等	入場料・参加費・受講料等の徴収 ( 有 ・ 無 )				
搬入物・搬入量					
搬入車両等	自社運送	台	運送会社	台	関係車両
					台

※駐車スペースを確保するものではありません。

### 以下センター記入欄

利用区分	<input type="checkbox"/> 産業振興 (企業活動・営利含む。但し、セール・即売を除く。) <input type="checkbox"/> セール・即売 <input type="checkbox"/> 文化・教育・交流・その他 ( )
備考	

## 新型コロナウイルス感染拡大予防のためお願い

当センターをご利用いただく場合は、大阪府及び公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のために、下記の事項について、ご理解とご協力をお願いいたします。

### <利用前の対策>

#### (1) 入場制限

- ・主催者は、利用にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
  - 開場から開始までの時間の余裕を持たせる・休憩時間の延長
  - 入場時の受付の簡略化
  - 複数回に分けて講演・研修を行うことによる人数調整
  - 大人数での来館の制限等
- ・来場者が多数になることが見込まれる利用については、大阪府において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる利用については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

#### (2) 来場者への対応

- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・来場者が特定できる場合（例：社内会議・研修、特定の業者連絡会、試験・面接、事前申込の一般向けセミナー・講演会、招待制の展示会・販売会）は、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて来場者の氏名及び緊急連絡先等の情報を保健所等の公的機関へ提供してください。
- ・来場者が特定できない場合（例：展示会、事前申込を伴わないセミナー・講演会）は来場者へ「大阪コロナ追跡システム」にアクセスし、メールアドレスを登録するよう周知してください。当システムに登録できない来場者には、本人同意のうえ、連絡先等を把握してください。

#### (3) 利用関係者（主催者、設営・配送業者）の感染防止策

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、利用関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

### <利用当日の対策>

#### (1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

#### (2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請してください。
  - ①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
  - ②咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

### (3) 利用会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・座席の最前列席は演台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めてください。
- ・利用中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- ・会場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・休憩時間を設ける時は、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

### (4) 利用関係者（主催者、設営・配送業者）の感染防止策

- ・利用時に必要な最小限度の人数としてください。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、前述の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
- ・利用主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・原則としてマスク着用を求めるとともに、従事者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、利用前後の手指消毒を徹底してください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・搬入・搬出等において、十分な時間を設定し密な空間の防止に努めて、十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・利用関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

### (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行い、速やかに、センター、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。

### (6) 展示販売

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・販売時には最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・販売に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

### (7) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。

### <利用後の対策>

- ・利用ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

以上、確認したうえで申込します。

記入日	令和 年 月 日
申込者	
窓口担当者	